

参考資料(追補版)



平成26年9月9日



文部科学省
MEXT

我が国の高等学校制度

課程による区分

全日制	定時制	通信制
通常の課程	夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程	通信による教育を行う課程

学年による教育課程の区分

学年制	単位制
学年による教育課程の区分を設け、各学年の課程の修了が必要。	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる。

学科による区分

普通科	専門学科	総合学科
普通教育を主とする学科	職業教育等、専門教育を主とする学科	普通教育と専門教育とを総合的に行う学科

例1: 全日制単位制高等学校(専門学科) 例2: 定時制単位制高等学校(普通科)

総合学科について

1 趣旨

「総合学科」は、普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度に創設された、普通教育と専門教育とを総合的に行う学科である。

2 教育の特色

(1) 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習の重視

在学中に自己の進路への自覚を深めることが重要であることから、その動機付けとなるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就業希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンス機能を充実させる。

(2) 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習の重視

生徒の能力・適性・興味・関心等に応じた学習を進めることにより、学ぶ楽しさや成就感を得させながら、学習に対する意欲の形成を図ることが重要である。このため、教育課程の編成に当たっては、幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や、実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行う。

3 開設科目

(1) 原則履修科目「産業社会と人間」

自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を修得させるために、原則としてすべての生徒に履修させる科目

(2) 多様な選択科目の開設

「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上開設し、生徒が普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目から主体的に選択履修

カリキュラムの比較

普通科・専門学科	総合学科
<p>< 必履修科目 > 学習指導要領上、全ての生徒に履修させることとなっている科目 ●国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰなど</p>	<p>< 必履修科目 > 同左</p>
<p>< 選択科目 > 学校で選択配列して全ての生徒に履修させる科目及び生徒が選択履修することができる科目</p>	<p>< 原則履修科目 > 総合学科の全ての生徒が原則として学ぶ科目 ●産業社会と人間</p> <p>< 総合選択科目 > 総合学科で開設される多種多様な選択科目（普通科目・専門科目）の中で、生徒の科目選択の参考になるよう、体型性や専門性において関連する科目を科目群（系列）としてまとめて開設するもの。 ●絵画Ⅰ、デザイン基礎、子供の発達と保育など</p> <p>< 自由選択科目 > 総合選択科目以外の選択科目</p>

系列とは

興味・関心や能力・適性、卒業後の進路希望に合わせて科目を選択する目安になるように、相互に関連の深い、いくつかの科目をまとめたグループ（科目群）を「系列」と呼ぶ。

例「情報系列」「生活福祉系列」「環境系列」
「国際ビジネス系列」「ものづくり系列」など

教育用コンピュータ、電子黒板機等の整備の推進及びICT支援員の配置等の充実

【平成26年度地方財政措置額：1,678億円】

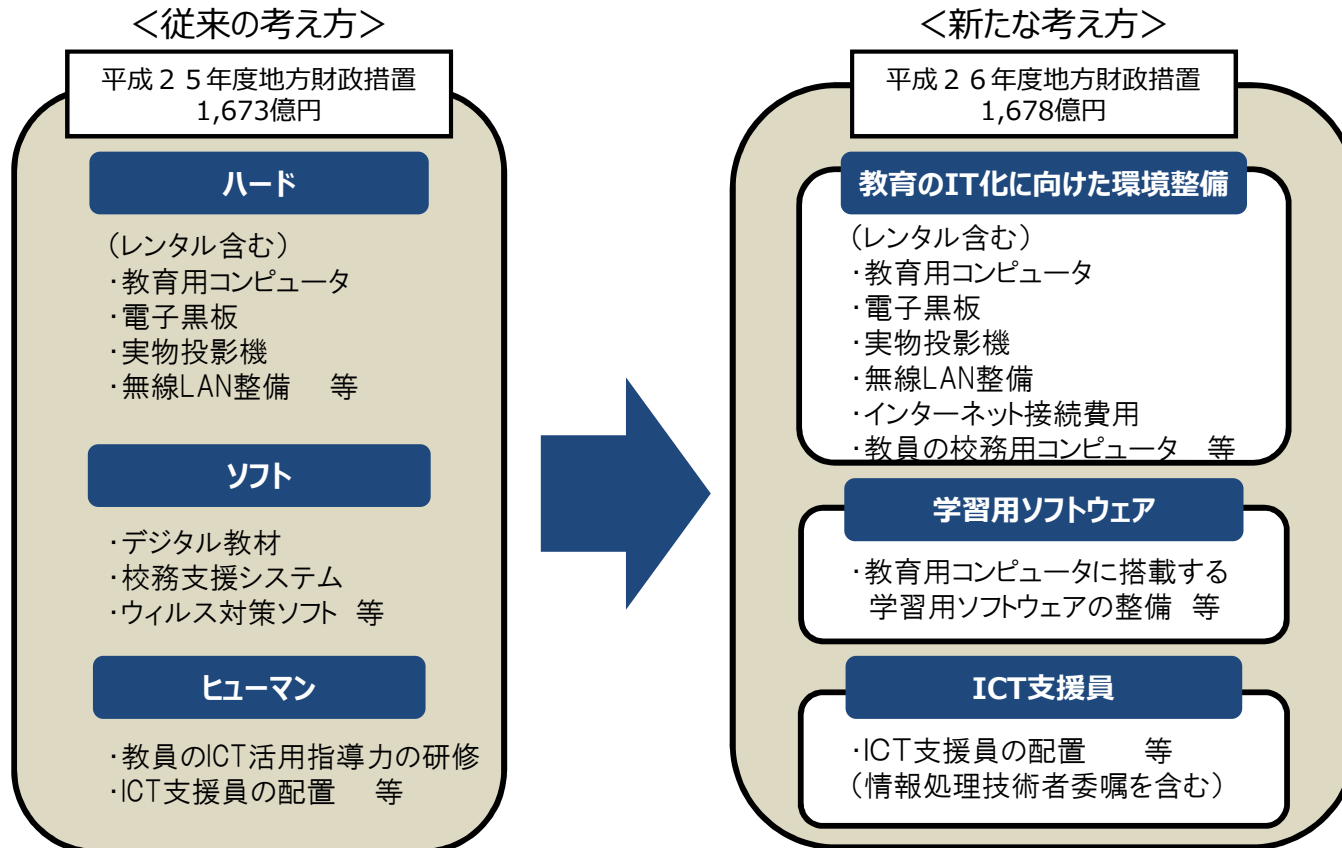
21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26～29年度)」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円)の地方財政措置を講じる。

第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

教育用PC1台当たりの児童生徒数3.6人、電子黒板・実物投影機を各普通教室に1台配備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用PC教員1人1台、教育用ソフトやICT支援員等を配置。

教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26～29年度)の所要額イメージ

- ・教育用コンピュータ・・・不足台数約146万台の新規導入及び既存分約191万台に係るリース費用
- ・学習用ソフトウェアの整備・・・教育用コンピュータ新規導入・更新に伴うもの
- ・電子黒板・・・不足台数約40万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ・実物投影機・・・不足台数約33万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ・無線LANの整備・・・未整備約38万教室に係る費用
- ・教員の校務用コンピュータ・・・約95万台のリース費用
- ・その他・・・インターネット接続費用、ICT支援員の配置費用 等

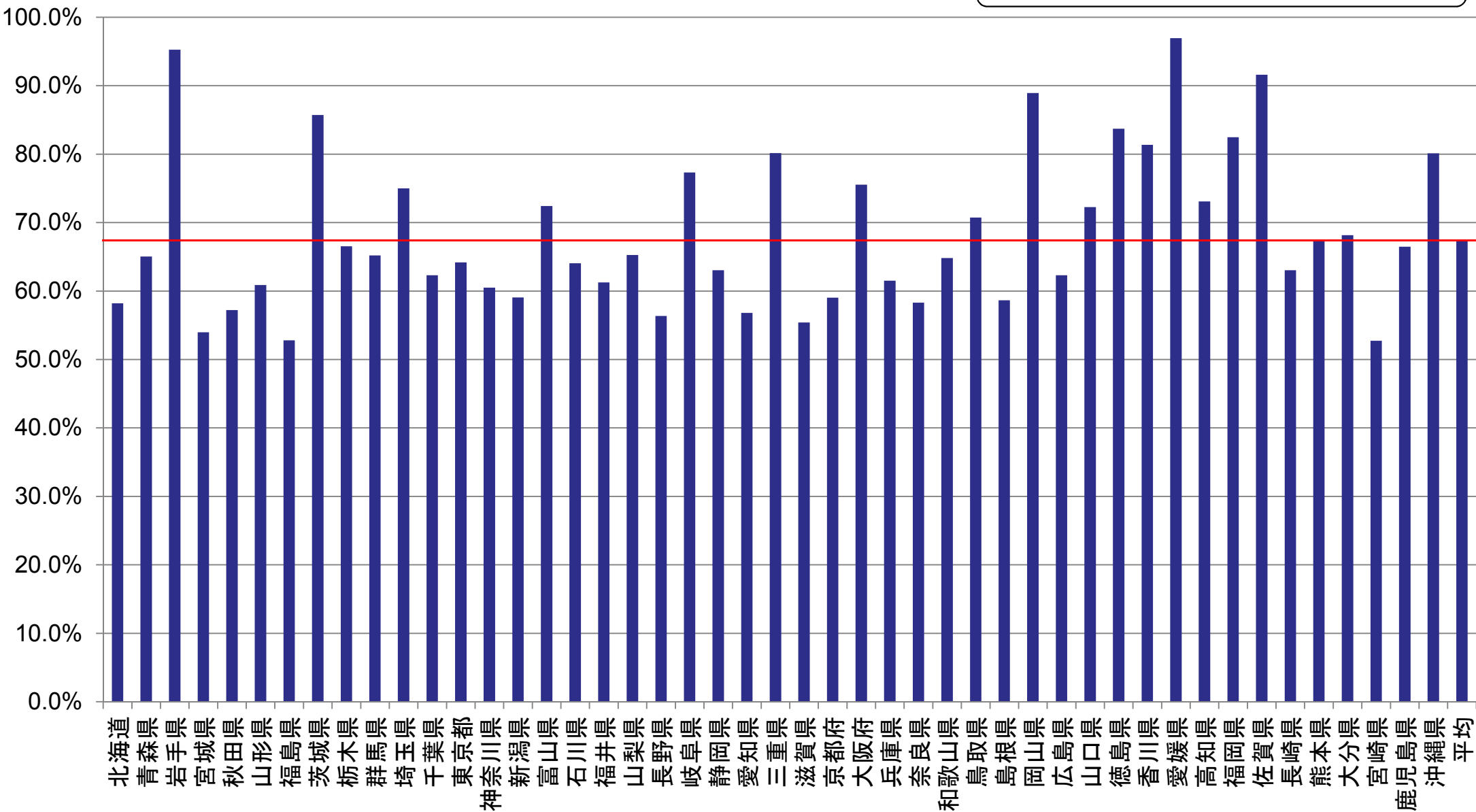


※ ウィンドウズXP搭載パソコンの更新などのセキュリティ対策を含め、平成26年度も地方財政措置の一層の活用が求められています。

※ ICT支援員の人数…平成24年度 2,240人(文部科学省調べ)(小中も含んだ実績ベース)

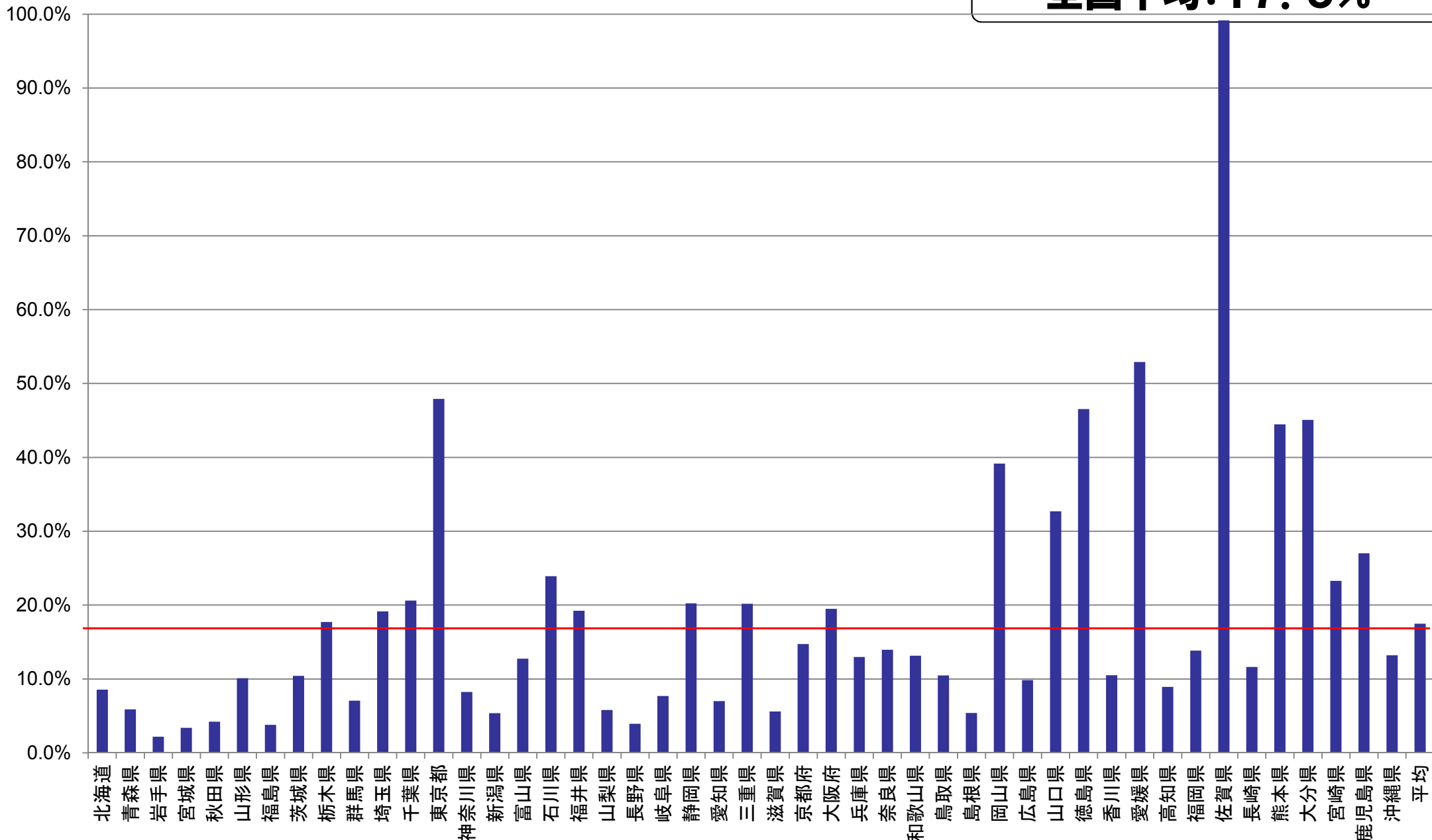
高等学校において教員の授業中にICTを活用して指導する能力

全国平均:67.3%



高等学校におけるICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合（平成24年度）

全国平均: 17.5%



高等学校におけるICT機器整備状況

教育用PC（平均5.1人/台）

	都道府県	市	合計
3.6人以下/台	2	39	41(29.7%)
3.6～5.1人/台	22	22	44(31.9%)
5.1人超/台	23	30	53(38.4%)

電子黒板（平均0.10台/普通教室）

	都道府県	市	合計
1台以上/普通教室	0	3	3(2.2%)
1～0.10台以上/普通教室	7	14	21(15.2%)
0.10台未満/普通教室	40	74	114(82.6%)

実物投影機（平均0.12台/普通教室）

	都道府県	市	合計
1台以上/普通教室	0	3	3(2.2%)
1～0.12台以上/普通教室	17	43	60(43.5%)
0.12台未満/普通教室	30	45	75(54.3%)

諸外国における遠隔教育の現状

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	中国	日本
後期中等教育の基礎情報 (学校数、生徒数、課程・学科別)	<ul style="list-style-type: none"> ・後期中等教育機関は、一般に単位制の総合学科。 ・学年構成は極めて多様。4年制、3年制、6年制など。 ・中等教育機関数(前期中等教育機関を含む)は、公立2万4,651校、私立2,776校(2009年度)。 ・中等教育在学者(第9-12学年)は、公立学校1,495万5,000人、私立学校130万9,000人(2009年度)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中等学校(7年)4,072校など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期中等教育機関は4,277校(2010年度)。 ・後期中等教育機関在学者は約213万1,200人(2010年度)。 ・このほか見習い技能者養成センターにおいても後期中等教育課程を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中等教育制度は、前期中等教育段階から将来の進路に合わせて複線型になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業者の99%以上が高等学校に進学し、約189万人の生徒が在籍する。 ・全日制(2310校、約189万人)・定時制(12校、約1600人)・通信制(40校、約1万人)の3課程がある。 ・普通科(約78%)、専門学科(約22%)がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初級中学卒業者の91.2%が上級学校に進学し、在学者数は4,370万人、後期中等教育段階の全学校数は2万6,200校、そのうち普通教育を行う高級中学は13,400校、在学者数は2,436万人、職業教育機関は1万2,300校、在学者数は1,923万人など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業者の98%以上が高等学校に進学し351万人の生徒が在籍する。 ・全日制(4807校、約321万人)・定時制(669校、約11万人)・通信制(221校、約19万人)の3課程がある。(うち、広域通信制86校) ・普通科(約72%)、専門学科(約22%)、総合学科(約5%)がある。
遠隔教育に関する現行制度 (具体的な仕組み、導入の契機、制度運用上の留意点、今後の施策の方向性について)	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校やホームスクーリングを含む私教育を、すべての州が禁じておらず、この範囲で行われる遠隔教育には、原則、規制はない。 ・州や学区などの公的機関が提供・関与する遠隔教育(インターネットを媒体とするバーチャルハイスクールが一般的。以下VHS)は、様々な形態で行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育を規制する法令は現時点で見つからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育による課程の履修は可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学義務の対象ではない後期中等教育段階の教育は可能。 ・法的位置づけ:ドイツで提供される遠隔教育の講座は、連邦の「遠隔授業保護法」(1970年施行、2005年最近時改正)によって規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校を含む初等中等教育段階のすべての学校において、遠隔教育の実施が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての中等教育において教育の情報化を推進しており、遠隔教育を制限する規則はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 全日制・定時制課程については原則不可。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	中国	日本
遠隔教育実施校、対象生徒数(正規の高等学校に占める割合) (実施形態別、活用するメディア別、学科・コース別、中退率)	・州が設けるVHS:2012年度は27州27機関に74万2,728人が在学。	—	—	・普通教育学校において遠隔教育プログラムを提供している例は確認できない。 ・通信教育は主に民間の遠隔教育専門機関によって提供されている	—	・具体的な実施校数・対象生徒数は不明であるが2012年9月現在、小学校の16%、初級中学の46%、高級中学の77%で校内ネットワークが構築されている。 ・なお、基本的に全国の教育機関は衛星通信とインターネットを利用して遠隔教育を実施可能である。	研究開発学校制度を用い、全日制高校1校が研究実施中。(0.03%) 26名の生徒が対象。 メディアはテレビ会議システムを用いている。
遠隔教育の代表事例(詳細な取組内容、実践における課題、留意点等)	・フロリダVS:州内全域を対象に、州が設けた国内最初のVHS(1997年開設)。現在は、第K学年から第12学年までをカバーする「フロリダバーチャルスクール」(FLVS)に発展。近年は従来のパートタイム生徒に加え、フルタイム生徒も受入れるようになりハイスクール修了証も直接授与している。2012年度在学者数20万6,700人。	—	・国立通信教育センター(CNED)を利用した遠隔教育。	・極めて多様な通信教育講座が提供されている。	江原道教育庁は、高校の選択中心カリキュラムの編成・運営支援の一環として、小規模な高校では開設できない選択科目(法と政治、地球科学Ⅰ、中国語Ⅰなど)について、オンライン授業を提供している。	2002年から四川省成都市第7中学は少数民族地区や山間地等の高級中学にインターネットで授業を同時中継するとともに、授業の準備や評価を少数民族地区の教員と同時に進行取り組みをしている。すでに6.5万人の生徒を直接指導し、6,400人の教員と共同作業を行った。	北海道礼文高等学校(研究開発学校制度を用い、担当外の教員のみを受信校におき、同時双方向集団型の授業を行う。)

(上記の情報は現時点で確認出来たものであり、現在調査中。)

(文部科学省調べ)

大学設置基準(抄)①(昭和三十一年文部省令第二十八号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(教育研究上の目的)

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

第三章 教員組織

第四章 教員の資格

第五章 収容定員

第六章 教育課程

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

大学設置基準(抄)②(昭和三十一年文部省令第二十八号)

(授業を行う学生数)

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第七章 卒業の要件等

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第九章 事務組織等

第十章 共同教育課程に関する特例

第十一章 雑則